

市総務局長以下、市従執行委員長以下との本交渉

令和7年5月7日（水曜日）大阪市従業員動労組合（市従）との交渉の議事録

（組合）

それでは、2025年度の夏季手当について、市従として申し入れを行う。

申し入れ書

連合は、2025春闘を取り組むにあたり、「賃上げ」「働き方の改善」「政策・制度実現の取り組み」を3本の柱とする、総合生活改善闘争の枠組みのもと、産業状況の違いを理解しつつ、中期的視点を持って「人への投資」と月例賃金の改善に全力を尽くすとしている。また、2024春闘では、33年ぶりとなる5%台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまるなど、個人消費が低迷していることから、物価を安定させるとともに、2024闘争における賃上げの流れを定着させ、賃上げのすそ野を広げていく必要があるとしている。そうした事からも、連合は、所定内賃金で生活が可能な水準の確保と「働きの価値に見合った水準」に引き上げる取り組みを行いつつ、「底上げ」「格差是正」「底支え」の取り組みを堅持し、企業内で働くすべての労働者のセーフティネットを強化していくとしている。

また、公務員連絡会は、3月18日に人事院総裁から、春闘要求に対する最終回答を引き出し、本年の人事院勧告・賃金確定期に向けた闘争体勢を堅持・強化していくとしている。大阪市においては、昨年の人事委員会勧告に基づき、月例給については、公民格差11,631円を解消するため給料表の引き上げ改定を行い、一時金についても0.10月分引き上げ年間の支給月数を4.60月分とする内容で決着した。今回の給与改定及び一時金の引き上げに関しては、人事委員会の勧告内容に基づいたものであるが、会計年度任用職員についても、正規職員と同様に4月に遡って改定が実施されたことも含めて、この間の交渉経過を踏まえたものと認識するところである。

そうした中、市労連は3月25日、大阪市に対し「2025年統一賃金要求に関する申し入れ」を行い、その際、昇給・昇格条件の改善等も含めた人事・給与制度を構築することや、55歳昇給停止の廃止を強く求めてきたところである。

号給の増設が行われたとはいえ、市従組合員は、給与制度改革などにより給与水準が大幅に引き下げられてきたことや、依然として多くの組合員が各級の最高号給付近に滞留するなど、具体の処遇改善には至っていない厳しい状況下にあっても「大阪市政のさらなる発展」と「より質の高い公共サービス」の提供に向け、現場の第一線で日夜、業務に励んでいる。さらに、長期に及んだ採用凍結の影響などによる人財の不足や高齢化が進む中であっても、

コロナ禍の対応だけでなく、これまでの大規模自然災害発生時においては、市民が安全、安心で快適な生活を送ることができるよう、地域に貢献する現業労働者としての、自覚と責任を持って一刻も早い都市機能の回復に向け、懸命に業務にあたってきたところである。

こうした市従組合員の努力は、エッセンシャルワーカーとして、市民に欠かすことの出来ない公共サービスを安定して提供し続けるためのものであり、大阪市は使用者の責務として、組合員が果たしている役割をしっかりと受け止めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう、総合的な人事・給与制度を早急に確立するよう改めて強く求めている。

最後に、本日、市従として、2025 年度の夏季手当要求について申し入れたところであるが、以降については、従来と同様に市労連統一交渉として取り扱うこととし、総務局としてこれまでの経過を十分に踏まえ、誠意ある対応を行なうよう求めている。

(市)

ただ今、委員長から本年度の夏季手当に関する申し入れを受けたところであるが、私どもも夏季手当は職員の生活だけでなく勤務意欲向上のためにも重要な課題であると認識している。ただ今ご指摘いただいたことを含め、要求については今後、慎重に検討して参り、ご提案のとおり市労連との交渉としたいと考えているので、よろしくお願いする。

(組合)

ただ今、総務局長より、夏季手当は職員の生活だけでなく勤務意欲向上のためにも重要な課題であるとの認識が示された。組合員にとって夏季手当は、日々の生活にも直結する重要な課題であり、物価高騰の長期化が日常生活に多大な影響を与えている状況や、将来への不安を抱える組合員にとって、夏季一時金に対する期待感は大きく切実なものである。

先ほども指摘したが、市従組合員は、生活水準が一向に改善されない状況に加え、定年年齢の引き上げにともなう高齢化が進む状況にあっても、市政のさらなる発展と市民の暮らしを守るという強い使命感のもとエッセンシャルワーカーとして、日夜、現場の第一線で懸命な努力を続けている。こうした組合員の日々の努力を、改めて、総務局として真摯に受け止めるよう求めている。

さらに、60 歳以降の給料月額については、それぞれの職務・職責に変わりはないものの、給与水準が 7 割となることから、組合員のモチベーションの維持・向上に多大な影響を与えている。そうしたことから、60 歳を超える職員の処遇についても早急に改善を行うよう求めている。

その上で、大阪市として、組合員とその家族の生活実態を踏まえ、本日の要求内容について、今後、誠意を持って対応されるよう重ねて要請し、夏季手当に対する交渉を終えることとする。